

第4次 小矢部市子ども読書活動推進計画



小矢部市シンボルキャラクター

メルギューくん メルももちゃん

令和7年3月

小矢部市教育委員会

目 次

I	はじめに	… 1
1	見直しにあたり	… 2
	「第3次推進計画」の成果と課題	
2	参考資料	… 4
	(1) 市民図書館における児童図書蔵書数・利用状況等(令和5年度実績)	
	(2) 学校司書配置状況	
	(3) 1日あたりの読書時間	
	(4) 学校図書館等の利用状況	
II	基本の方針	… 6
III	子どもの読書活動推進のための具体的な取組	… 7
	方針1 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進	… 7
	(1) 不読率の低減	… 7
	(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保	… 7
	(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備	… 8
	(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進	… 8
	方針2 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進	… 9
	○ 共通事項	… 9
	(1) 家庭における読書活動の取組	…12
	(2) 地域における読書活動の推進	…13
	ア 図書館	
	イ 放課後児童クラブ・公民館	
	(3) 学校等における読書活動の推進	…16
	ア 保育所・認定こども園等	
	イ 小学校・中学校・高等学校等	
	(4) ボランティア団体の活動に対する支援	…19
	(5) 関係機関の連携・協力	…20
	ア 推進体制の整備	
	イ 図書館と保育所・認定こども園・学校、地域との連携	
資料	市内の子ども読書支援グループ	…22
	小矢部市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	…23
	委員名簿・委員会の開催経過	…26

I はじめに

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律第2条」）であることから、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、それ以降、おおむね5年毎に、新たな計画を定めてきました。

富山県では、平成15年に「富山県子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、概ね5年毎に計画の見直しをしています。

本市においても、平成22年に「小矢部市子ども読書活動推進計画」を策定した後、平成27年、令和2年の見直しを経て、関係団体と連携し、子どもの読書活動の推進に向けた取組を進めてきました。

その結果、子どもを取り巻く読書環境は大きく向上し、市民図書館における児童書の総冊数は年々増加し、蔵書に対する児童書の割合も県内で上位を占めています。また、図書館では、「小矢部こども司書」や「夏の読書チャレンジ」、「子ども読書スタンプラリー」等の子どもを対象とした事業を実施しています。

しかし、依然として、小学生、中学生、高校生と発達段階が進むにつれて不読率が高くなる傾向にあることが課題です。

そこで、本計画は、「第3次推進計画」の成果と課題、諸情勢の変化や令和6年3月策定の「第五次 富山県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、小矢部市の子どもたちの自主的な読書活動をより一層推進するために、今後おおむね5年間（令和7年度から令和11年度まで）の施策の方向性や取組の指針を示したものです。

1 見直しにあたり

「第3次推進計画」の成果と課題

令和2年に策定した第3次推進計画により、小矢部市の取組の成果として、以下のようものが挙げられます。

- (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
 - ア 乳児期 ブックスタート事業の実施
 - イ 幼児期 おはなし会や絵本の読み聞かせ等の実施
 - ウ 学齢期 放課後児童クラブにおける児童書の充実
 - エ 子どもを育む大人に向けて 絵本講座や研修会等の開催
- (2) 保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進
 - ア 絵本の読み聞かせと地域ボランティアによるおはなし会の実施
 - イ メルヘン文庫の家庭への貸出しによる読書活動の推進
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進
 - ア 朝読書、読み聞かせ会等の読書活動の推進
 - イ 全国平均を上回る小中学校の一人当たりの図書年間貸出冊数
 - ウ 「おすすめ本リスト」の作成
 - エ 学校図書館における資料の充実
 - オ 教職員や学校司書の研修の充実
 - カ 読書通帳による市民図書館との連携
- (4) 市民図書館における子どもの読書活動の推進
 - ア 絵本の展示コーナー等の利用しやすい環境づくりと読書の喜びを感じさせる夏の読書チャレンジ等のイベントの開催
 - イ 図書館の仕組みを知り、図書館を身近に感じる「小矢部こども司書」の体験
 - ウ 本に親しむきっかけづくりを行う保育所・認定こども園の「園児招待事業」
 - エ 小学1年生が本の貸出し等を体験する「図書館探検隊事業」
- (5) ふるさと文学の振興
 - ア ボランティアによる郷土民話の紙芝居等の作成支援と読み聞かせ会の開催
 - イ 「ふるさと文学」に関する展示
 - ウ 市内各小学校区に伝わる民話の絵本「おやべの民話」の作成

一方、以下のような課題も見られます。

- (1) 中高生への読書活動推進
 - 1か月に1冊も読まなかった「不読者」の割合（不読率）については、令和6年度「学校読書調査（全国学校図書館協議会）」において、小学生8.5%（令和5年度

7.0%)、中学生 23.4% (令和5年度 13.1%)、高校生 48.3% (令和5年度 43.5%)
となっており、どの年代も不読率が上昇している傾向にあります。

小矢部市においても、同じ傾向が予想されることから、生涯学習を推進する観点から、中学生までの読書習慣の形成に重点化を図る必要があります。

(2) ふるさと文学の更なる充実

これまで同様、地元小矢部の作家や作品の収集に努め、図書館での「ふるさとコーナー」及び「郷土コーナー」を活用し、子どもの頃から親しむことができる「ふるさと文学」の発信に努めることが望まれます。

(3) 「子ども読書活動推進計画」の見直しと共通理解の促進

「子ども読書活動推進計画」の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うことが望まれます。

(4) 読み聞かせ等のボランティアの育成

子ども読書支援グループは、図書館、保育所・認定こども園、小中学校、総合保健福祉センター等に出向き、読み聞かせ等のボランティア活動をしています。

今後は、ボランティアの高齢化により、ボランティアの人数の減少や活動が制限される懸念があることから、新しい人材の育成と確保に努めることが望まれます。

2 参考資料

(1) 市民図書館における児童図書蔵書数・利用状況等（令和5年度実績）

ア 児童図書蔵書数

児童図書蔵書冊数	全蔵書に占める割合	年間受入児童図書冊数
45,432 冊	28.1%	1,275 冊

※図書館資料 161,431

イ 児童登録者数

児童登録者数	全登録者数	全登録者数に占める割合
1,674 人	8,201 人	20.4%

ウ 児童図書貸出冊数

児童図書貸出冊数	全貸出に占める割合
50,760 冊	30.1%

エ 保育所・小中学校への団体貸出

区 分	設置場所	送付冊数
保育所・認定こども園	8	絵本 5,650 冊
学 校 図 書 館	9	児童図書 1,012 冊

※貸出冊数 165,112

オ 学校との連携 ※印は、小中学校ともに連携している取組

- (ア) 小学校
 - ・図書館見学
 - ・図書館との連絡便サービス※
 - ・ふるさと文学の貸出し※
 - ・読書通帳による図書館との連携※
 - ・学校司書研修会への図書館職員参加※
- (イ) 中学校
 - ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の生徒受入れ
 - ・図書館のボランティアの受入れ

カ 保育所（園）・認定こども園招待事業

読み聞かせ 市内園児 188 人

キ 小学校招待事業（図書館探検隊）

読み聞かせ、本の貸出 市内小学1年生 171 人

ク ブックスタート事業

4 か月児健診時に、絵本を読み聞かせて、絵本セットを贈呈 実施件数 : 171 件

ケ 子ども対象行事

内容：おはなし会、ミニおはなし会、こども会、英語で絵本の読み聞かせ、手づくり絵本教室、わくわくアート教室、えいが会、子ども読書スタンプラリー、小矢部こども司書、夏の読書チャレンジ、夏のチャレンジ

回数：69 回

参加人数：1,230 人

コ 児童図書展示

時節に合わせた児童図書の展示 年間 12 回

サ おすすめ本リストの配布

学校司書と共同で作成した「おすすめ本リスト」を小学 1 年生に配布

(2) 学校司書配置状況

ア 配置校・人数

学校司書配置校数 9 校(全小・中学校) 学校司書配置人数 9 人(1 校専任)

イ 勤務時間数

1 日 5 時間 年間 200 日(週 5 日)

(時間帯は学校によって異なるが、概ね次のとおり 10:15～16:00、10:00～15:45、10:45～16:30)

(3) 1 日あたりの読書時間

(令和 5 年度全国学力・学習状況調査より)

◇小学校 6 年生 <学校の授業時間以外の 1 日あたりの読書時間>

	2 時間以上	1～2 時間未満	30 分～1 時間未満	10 分～30 分未満	10 分未満	全くしない
全国	7.6%	10.9%	18.8%	22.7%	15.4%	24.5%
富山県	7.5%	12.2%	19.7%	23.3%	14.4%	22.8%

◇中学校 3 年生 <学校の授業時間以外の 1 日あたりの読書時間>

	2 時間以上	1～2 時間未満	30 分～1 時間未満	10 分～30 分未満	10 分未満	全くしない
全国	5.4%	8.4%	14.6%	21.0%	13.2%	36.8%
富山県	5.2%	8.4%	14.0%	17.0%	11.5%	43.7%

(4) 学校図書館等の利用状況

ア 休み時間や放課後、休日における学校図書館や地域の図書館の利用率

(令和 5 年度全国学力・学習状況調査より)

◇小学校 6 年生

	4 回/週 以上	1～3 回/週 程度	1～3 回/月 程度	数回/年 程度	ほとんど、全く行かない
全国	2.5%	10.9%	19.5%	25.9%	40.9%
富山県	2.8%	14.7%	24.0%	25.4%	33.0%

◇中学校 3 年生

	4 回/週 以上	1～3 回/週 程度	1～3 回/月 程度	数回/年 程度	ほとんど、全く行かない
全国	1.6%	5.4%	11.5%	21.0%	59.8%
富山県	1.7%	6.0%	11.9%	22.0%	58.1%

イ 小矢部市内小中学校図書館における貸出状況(一人あたり冊/人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
5 小学校	108.9 冊	98.6 冊	92.9 冊	94.0 冊
4 中学校	23.8 冊	27.1 冊	19.5 冊	19.0 冊

Ⅱ 基本の方針

＜基本理念＞

小矢部市の全ての子どもたちが、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を深め、積極的にそのための環境の整備を推進します。

＜方針1＞ 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

子どもの頃に、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得る体験をすることは、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（well-being）につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を越えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で推進する必要があります。

＜方針2＞ 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等が連携・協力し、社会全体で取り組む必要があります。そのためには、それぞれが担うべき役割を十分に果たし、さらには、密接に連携・協力することによって、相乗効果の高い取組を推進していくことが求められます。

このような観点から、家庭・地域・学校等それぞれが相互に連携・協力して、子どもの自主的な読書活動を図るような取組を推進するとともに、そのために必要な体制や施設・設備、その他の諸条件の整備・充実に努めます。

■小矢部市の役割

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進のために、県と連携し、必要な措置を積極的に講じます。

また、国や県の計画を基本として「子ども読書活動推進計画」を見直しするとともに、地域の実情や住民のニーズに根ざした細かな施策を展開します。

Ⅲ 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

<方針1> 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

(1) 不読率の低減

不読率を改善し、全ての子どもたちが本に接することができるようにするために、学校種間の円滑な接続が求められます。そこで、以下に示す5つの取組を推進します。

ア 読み聞かせの推進

小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの国の指摘を踏まえ、乳幼児期からの読み聞かせを推進します。

イ 学校種間の移行段階に着目した取組

学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組を推進します。

ウ 読書に親しみやすい講座の開設

読書に興味を示さない子どもや、読むことに困難を抱えている子どもにとっても親しみやすい講座を開設し、参加者を募ります。

エ 体験活動の充実

体験活動等と連動した取組の充実を図ります。

オ 高校生の不読率の改善に向けた取組

高校生の不読率は、小学生、中学生に比べて高い状況が続いています。そこで、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもてるような取組を推進する必要があります。探究的な学習活動等に当たっては、学校図書館や地域の図書館の利活用を促すなど、取組の充実を図ります。

また、高校生は、電子書籍を利用した読書経験等大人に近い部分もあることから、大人の不読の分析やその対応との連続性を勘案することも重要です。子どもだけに区切らず、大人も含めて読書活動の推進を図る必要があります。

(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書活動の推進に当たっても、特定分野に特異な才能のある子ども、相対的貧困状態にあるとされる子ども、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども等、多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要です。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(以下「令和3年答申」という。)では、2020年代を通じて実現

を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けています。

読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「アクセシブルな書籍」という。)及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「アクセシブルな電子書籍等」という。)の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠です。

さらに、子ども食堂等、子どもを対象とした民間団体等への団体貸出しや出前おはなし会等、様々な取組を工夫していくことが求められます。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)を進める必要があります。

県が令和5年3月に策定した「富山県学校教育情報化推進計画」の基本方針3「ICTを活用するための環境整備」の主な施策の一つに掲げている「学校図書館とICTを活用した情報の収集・選択・活用能力を育成」を踏まえ、学校図書館の機能を強化する必要があります。

(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和3年答申では、新学習指導要領に基づいて一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描くとともに、教師についても、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を強調しています。

また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」(令和4年法律第75号)や「こども基本法」(令和4年法律第77号)等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

<方針 2> 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいますが、以下の事項について、認識を共有することが重要です。

共通事項

- | | | | |
|--------------------|-------------|--------|--------------|
| 1 連携・協力 | 2 人材育成 | 3 普及啓発 | 4 発達段階に応じた取組 |
| 5 子どもの読書への関心を高める取組 | 6 ふるさと文学の振興 | | |

共通事項 1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。

学校図書館間や図書館間の連携・協力はもとより、学校図書館と図書館の連携・協力体制を強化することは極めて重要です。

また、読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、地域社会と協働した活動の促進を図ることが望まれます。

共通事項 2 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応するとともに、ICTを効果的に活用し、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍を整備するなど、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化しています。こうしたニーズに対応できるように、読書活動に携わる人材育成のあり方を見直し、必要に応じた研修等が求められています。

共通事項 3 普及啓発

「子ども読書の日」（4月23日）、「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）等の一層の広報と、地域住民参加型の多彩な関連事業を開催することが望まれます。

国では、「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」を行っており、小矢部市では、過去に複数受賞しています。

こども家庭審議会が推薦する「子どもたちに読んでほしい本」の周知・普及をはじめ、学校司書と図書館の「おすすめ本リスト」の作成等により、良書を知り、良書に触れる機会が増えるように努めます。

共通事項4 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。読書に関する発達段階ごとの特徴としては、文部科学省が公表した「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）において、例を挙げると、以下の①～④のような傾向があると示されています。

① 就学前（保育所、認定こども園）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

他方、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

小矢部市では、4か月児健診時に、絵本の読み聞かせと配布を行い、絵本に接する楽しさを伝えるブックスタート事業の取組を実施しています。小学校入学までに、保育所・認定こども園等で絵本の読み聞かせ等を継続して行い、1歳6か月児及び3歳児の健診時においても、家庭での読書活動に向けた情報提供や読み聞かせ等の取組を行うこ

とが望まれます。

さらに、不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進めることも考えられます。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備が重要です。

共通事項5 子どもの読書への関心を高める取組

読書への関心を高める取組としては、乳幼児期から実施される「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング）」、協働的な活動として、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「書評合戦（ビブリオバトル）」、「ペア読書」、「味見読書」、「まわし読み新聞」、ゲーム感覚で実施される「アニメーション」、「本探しゲーム」等の取組が挙げられます。

また、子どもの視点に立った取組を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、子ども司書等の活動を促すことも重要です。

さらに、既存の取組に、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、ICTを効果的に活用することも重要です。

共通事項6 ふるさと文学の振興

四季折々の美しく豊かな自然や風土の中で育まれた、先人の喜び、悲しみ、悩み、感動等を伝える小矢部市の民話や物語、文学に接することは、この地をふるさととして生きる子どもたちの郷土を愛する心の源となるものです。

ふるさと文学は、小矢部市出身者、小矢部市を舞台とした作品、小矢部市にゆかりのある人を幅広くとらえ、関係する文学作品等を対象として、ふるさと文学を振興していく必要があります。

小矢部市ゆかりの民話や物語、文学はたくさんありますが、必ずしも知られている状況ではありません。また、小矢部市ゆかりの偉人、先駆者等に対する伝記や言い伝えなども十分に収集されている状況ではありません。学校図書館や図書館等で、子どもたちが親しめるふるさと文学を体系的に収集・整理し、紹介することが望まれます。

ふるさと文学は、先人の心を知り、郷土の良さを伝えていくためのかけがえのないものであり、家庭・地域・学校等を通じた社会全体でもっと親しまれていく必要があります。子どもたちが幼い頃から、気軽にふるさと文学に親しめる環境をつくることが望まれます。

(1) 家庭における読書活動の取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが大切です。

家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館や書店へ出向いたりするなどして、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれます。家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深めることにもつながります。

ア 現状・課題

- (ア) 家庭教育推進に関する様々な研修会等を通して、家庭での読書の重要性についての理解促進を図っています。また、小矢部市では総合保健福祉センターで行われる4か月児健診時に、ブックスタート事業を組み込み、絵本の読み聞かせ等を実施しています。
- (イ) インターネットやSNS、オンラインゲーム等に時間を費やしたり、塾・稽古事に関わったりする機会の増加等により、家庭における読書活動が少なくなるとともに、読書を通じた親子の時間が取りにくくなっていると考えられます。
- (ウ) 令和5年度の全国学力・学習状況調査結果における「平日に学校の授業時間以外で1日10分以上読書している割合（電子書籍の読書を含む。教科書や参考書、漫画、雑誌は除く。）」では、富山県において小学校では62.7%（全国平均60.0%）、中学校では44.6%（全国平均49.4%）となっており、家庭における読書活動の一層の推進が望まれます。

イ 推進のための取組

- (ア) 保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、子育て支援の一環として図書館等で行われる読み聞かせ会、PTA活動を通じた読書の推進等、親子が触れ合う機会の提供を通じて、読書の楽しさや重要性についての理解を図ります。
- (イ) 読み聞かせ会や家庭における読書活動に資する情報、発達の段階に適した絵本や物語の紹介を、図書館のホームページや啓発資料を通して、広く保護者に提供し、意識向上を図ります。
- (ウ) 4か月児健診時の機会を利用したブックスタート事業や、家族の絆が一層深まることを目指す「家読」等、読書通帳を軸にした様々な読書活動の推進に努めます。

(2) 地域における読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近な所で本と親しむことができる環境をつくることが大切です。特に図書館は、子どもが学校以外で様々な本と出会う場所であり、地域における読書活動の中核的な役割を果たすことが期待されます。また、放課後児童クラブや公民館の図書コーナー、図書館のおとぎのひろば等の設置は、子どもの読書環境整備と読書活動推進の一翼を担い、地域の子どもたちに密着した施設として期待されます。

ア 図書館

(ア) 現状・課題

- a 図書館の令和5年度の児童書の総冊数は45,432冊で蔵書総数に対する割合は28.1%です。児童書の貸出冊数、50,760冊で、全貸出数に対する割合は30.1%になります。
- b 図書館は、子どもの読書活動推進の拠点施設として、図書等資料・職員等の整備・充実が求められています。また、子どもや保護者からは、資料と情報が容易に入手できるようサービスの充実が求められています。
- c 近年、図書館では、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や工夫を凝らしたおはなし会の開催等に積極的に取り組んでいますが、司書の業務内容の多様化や勤務体制等により、ボランティアの方々に頼らざるを得ないのが現状です。

ボランティアの高齢化により、ボランティアの人数の減少や活動が制限される中、新たなボランティア人材の育成が今後の課題です。

(イ) 推進のための取組

a <地域の拠点として>

(a) 情報提供

図書館ホームページにおける子ども向け及び保護者向けページの充実やSNS等の活用により、子どもの読書活動に関する情報掲載の充実を図るとともに、各種媒体による積極的な情報発信に努めます。

(b) 子どもと本との出会いの場の提供

図書館において、定期的な読み聞かせ会やおはなし会を開催し、本と親しむ機会の提供に努めます。また、「子ども読書の日」（4月23日）をはじめとして、子どもの読書活動推進関連行事を行います。

(c) 学校図書館等との連携・協力

学校図書館や保育所、認定こども園等への団体貸出しのほか、図書館職員や子ども読書支援グループ等のボランティアが保育所や認定こども園、小中学校等を訪問し、子どもたちに読み聞かせや本の案内、図書館の利用案内を行うほか、パスファインダーを活用した調べ学習の支援等を行います。また、「図書館探検隊事業」、「小矢部こども司書」、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」や中高生等の図書館ボランティアの積極的な受入れ等図書館に親しむ機会を増やし、積極的に学校等との連携強化を図ります。

学校で読んだ本が図書館で読んだ本とともに記帳できる読書通帳の活用を推進することで、子どもの読書意欲の向上に努めます。

(d) 関係機関等との連携・協力

総合保健福祉センター、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、公民館等と連携し、子どもや保護者が本に親しむ事業の共同開催や読み聞かせ研修会の開催、ブックスタート事業の推進に努めます。また、絵本館、文学館、博物館、富山県こどもみらい館等の県内の関係機関との連携を進めます。

(e) ボランティア活動の促進

子ども読書支援グループや生涯学習団体、PTA等社会教育団体に対し、ボランティアの育成と研修会の実施に努めます。また、ボランティアの登録制度の導入により、図書館や地域で読み聞かせ等多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供します。

b <図書館の機能強化>

(a) 蔵書の整備・充実

図書館では、幅広い児童書の収集とふるさとの民話や文学の充実に努めるとともに、郷土資料の充実している県立図書館のデータベースの活用を推進します。

(b) 児童図書に関するレファレンス・読書相談の充実

県内の公立図書館が連携協力し、児童図書等の相互貸借や調べ学習にする支援、レファレンスサービス、読書相談の取組を進めます。

また、児童が調べる本のコーナーの設定と展示の工夫やパスファインダーの提供等により、子どもが自ら本を選び、親しみやすい環境づくりに努めます。

(c) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

施設整備面での配慮、図書館利用の際の介助やコミュニケーションの確保点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努めます。

(d) 研修会・講習会の開催

資料の選択・収集・提供等、読書活動を推進する上で司書等図書館職員の役割は極めて重要です。司書等図書館職員の専門的知識・技術の研鑽と向上のための研修会の充実に努めます。また、子ども読書支援グループ等のボランティアを対象とした技術向上を図る講習会を開催します。

(e) 情報環境の充実

電子データの公開、画像や新聞、データベース等の検索と、それらの学習機会の提供等により、情報環境の充実に努めます。

イ 放課後児童クラブ・公民館

(ア) 現状・課題

- a 放課後や休日に子どもたちが集まる「放課後児童クラブ」等の地域の居場所は、近年そのニーズが高まり、地域のボランティア等により、読み聞かせや図書館等と連携して本に親しむ活動を行っています。今後も読書活動に関し専門的知識をもつ者（絵本専門士等）やボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を推進していくことが望まれます。
- b 市立公民館は、市内に 15 館（令和 7 年 3 月現在）あり、子どもたちも参加する世代間交流行事等が盛んに行われています。地域にある身近な施設として、子どもたちが訪れやすい図書コーナーの設置や蔵書の整備等、子ども向け読書環境の整備が望まれます。

(イ) 推進のための取組

- a 図書館の司書やボランティアが施設を訪問し、書架の工夫や子どもが気軽に読書に親しめる環境づくりの支援に努めます。
- b 「放課後文庫」等による蔵書の整備を図り、希望図書の貸出しの実施を促進します。また、読み聞かせやおはなし会の開催の場を増やし、子どもの訪問を促進します。
- c 放課後児童クラブ・公民館の職員、地域のボランティア等の方々に、図書館が開催する読み聞かせの知識・技術の習得、また、その向上を目的した講習会や研修会への参加を促します。

(3) 学校等における読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、保育所、認定こども園等においては、絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。また、保護者に対しても、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが望まれます。

学校においては、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことが求められています。

ア 保育所・認定こども園等

(ア) 現状・課題

- a 保育所、認定こども園等においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、幼児が絵本や物語等に親しむように、毎日、絵本や物語の読み聞かせ等が行われています。
- b 保育所、認定こども園等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を知らせ、読み聞かせ等を推進しています。
- c 本好きの子どもを育てるためには、幼児期において家庭と連携した取組の工夫が必要です。

(イ) 推進のための取組

- a 保育所、認定こども園等においては、安心して図書にふれることができる図書スペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力による図書の整備や図書館が行う「メルヘン文庫」の巡回による発達の段階に応じた図書の整備などに努めます。
- b 図書館では、幼児の関心を高め、想像を豊かに広げられる絵本やふるさとの民話を選び、教職員・保育士や保護者を対象に、読み聞かせ等の研修会の実施に努めます。
- c 幼児が絵本や物語に触れる機会を増やすために、教職員・保育士だけでなく、社会人や学生ボランティア、小中学生等による読み聞かせを促進します。

イ 小学校・中学校・高等学校等

(ア) 現状・課題

- a 学校教育法の一部が改正(平成19年6月)され、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定され、学校での読書活動の重要性が一層増しています。
- b 子どもの読解力向上が課題とされる中、平成29年3月(小中学校)・平成30年3月(高等学校)公示の学習指導要領では、国語科において、読書活動に結びつくよう「読書」に関する指導事項を位置付け、学校図書館等を利用して様々な本等から情報を得て活用することが示されています。また、引き続き各教科における言語活動を充実し、学校図書館の活用を図るとともに、学校における

言語環境を整えることが必要とされています。

- c 学校図書館では、読書だけではなく、各教科等で学習内容に関連した調べ学習や課題解決に向けた探究活動等が行われています。また、各学校では、子どものニーズに応じた図書室のレイアウトの工夫や、新書を含めた新刊図書の紹介等を盛り込んだ図書館だよりを発行しています。
- d 学校図書館は、読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、子どもの学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその内容を深めるための「学習センター」としての機能とともに、子どもや教職員の情報ニーズに対応し、子どもが情報を収集・選択・活用する能力を育成するための「情報センター」としての機能を有しています。そのため、学校図書館は、十分に機能を発揮することができるよう、学校図書館図書標準に沿った十分な資料を揃え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、地域ボランティアも含めた学校図書館に携わる人員の配置及び資質の向上が求められます。
- e 子どもの読書活動向上への総合的な取組を進めるには、公立図書館との連携や財政的な支援が望まれます。
- f 教職員一人一人の意識を高めるとともに、校内の推進体制を確立し、計画的な図書館運営を進めることが必要です。

(イ) 推進のための取組

a <読書習慣の確立・読書指導の充実>

(a) 朝読書、読書月間の取組等の全校一斉活動の実施

全校一斉の朝読書、読み聞かせ会、朗読会等の一層の実施を目指します。

11月の「ふるさととやま 読書月間」の設定や「ふるさと文学コーナー」の設置、年間を通じた1か月の自らの読書目標冊数の設定等を通じて、子どもが自主的に読書をしようとする意識が育つ環境づくりに取り組みます。

中高校生が、ふるさとの文学に触れる機会の一つとして、「高志の国文学」情景作品コンクールへの出品を奨励します。

(b) 読書通帳の活用促進

学校での読書データを図書館の読書通帳機で記帳することによって意欲を高めるとともに、自分の読書傾向を捉え、新たな分野への関心を高めます。

(c) 推薦図書や必読図書の選定

発達の段階に応じた推薦図書や必読図書を選定するとともに、市町村立図書館が所蔵する文庫や富山県にゆかりのある物語や作家の本、また、ふるさとの民話を指定するなど、地域の特性を踏まえた選定を進めます。

(d) 研修会の実施と校内の推進体制の確立

司書教諭等を中心とした校内推進体制を確立し、定期的に校内研修会を実施します。校内研修会では読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の研究を進め、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図ります。また、県が開催する図書館関係教職員を対象とした「図書館教育講習会」に積極的に参加し、必要な知識・技能を身に付けられるよう努めます。さらに、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」（令和5年10月改訂）に示されている

「ＩＣＴや情報・教育データの利活用」も取り入れた研修の充実に努めます。

(e) 学校図書館の計画的な利用と図書委員会の活性化等

教科学習や総合的な学習を中心に、図書館の計画的な利用を図る年間計画を作成します。また、校内図書委員会の活性化を図り、「ふるさと とやま 読書月間」を中心に、年間を通して図書委員会等が自主的で創造的な活動を展開できるように支援します。

b <学校図書館の機能強化>

(a) 学校図書館の資料の整備・充実

令和４年度からの５年間を期間とする国の第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」による、各学校における学校図書館図書標準の達成に向けた計画的な整備が望まれます。また、富山県にゆかりのある文学をはじめ、ふるさとの民話、歴史、文化等の図書資料の整備・充実と、それらに気軽に触れ合えるコーナーの設置等が求められます。

(b) 学校図書館の施設・設備の整備・充実

学校図書館の書架のレイアウトや配架を工夫し、先進的な事例を取り入れることで、親しみやすく、子どもたちを優しく迎え入れる図書館づくりに努めます。

(c) 学校図書館の情報化

１人１台端末の導入が進む中、１人１台端末と連携した学校図書館の積極的な活用が図られるよう、学校図書館のＩＣＴ化の環境整備を、地域の実情に応じて計画的に進めていく必要があります。学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備が望まれます。

(d) 学校図書館を活用するための人的配置の充実

司書教諭の配置の促進と、司書教諭の職責を十分に果たせるように、司書教諭の研修会を開催します。

(e) 学校図書館と公立図書館の連携

「ふるさと文学巡回文庫」の利用やブックトークの実演、司書による読み聞かせ等、多様な読書活動の展開に努めます。また、学校図書館と公立図書館の効果的な連携の在り方を検討します。

c <特別な配慮を要する子どもの読書活動の推進>

発達障害を含む障害のある子どもや日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望まれます。点字図書、音声図書、大活字本、ＬＬブック、マルチメディアデジタイズ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効です。国立国会図書館「国際子ども図書館」では、多言語の子ども向け資料を多数所蔵していて、貸出し事業を行っています。

(4) ボランティア団体の活動に対する支援

民間団体やボランティア等は、子どもが読書に親しむための様々な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動推進に大きく寄与しています。今後は、図書館や公民館、学校をはじめ地域の様々な施設と一層の連携・協力を図り、活動の広がりと継続的な取組が期待されます。

ア 現状・課題

- (ア) 市内の子ども読書支援グループ数（令和6年度）は6団体という状況であり、市内の身近な施設等で積極的な活動を行っています。
- (イ) 子ども読書支援グループは、図書館、保育所・認定こども園をはじめ、小中学校、総合保健福祉センターへ出向き、読み聞かせや紙芝居、人形劇やストーリーテリング等、子どもが本に親しむための契機となる魅力的な機会を提供しています。
- (ウ) 子ども読書支援グループは、子どもの読書活動を推進し、本の魅力を地域に広げる重要なボランティア団体であることから、活動に対する積極的な支援や場の提供が望まれます。
- (エ) ボランティア団体に所属する方の高齢化が進んでおり、ボランティアの人数の減少や活動が制限される状況において、新規ボランティアの育成と確保に努め、技術や手法を継承させる必要があります。

イ 支援のための取組

- (ア) 図書館では、図書館運営の一層の充実を図るために、現在活動を行っている人、これから活動を考えている人を対象に、研修会や養成講座を開催するとともに、情報の提供と情報交換の機会を設け、子ども読書支援グループ等のボランティアの育成と資質向上に努めます。
- (イ) 子どもの読書活動を推進する活動で、公共性が高いと認められるボランティア団体については、活動の場の確保や、学校や公共施設での活動を支援するなど、積極的な奨励方策を講じるように努めます。

(5) 関係機関の連携・協力

子どもの自主的な読書活動を推進するには、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を担うとともに、関係機関が密接に連携・協力し、地域における子どもの読書推進体制を整備することが必要です。

ア 推進体制の整備

(ア) 現状・課題

- a 「子ども読書活動推進計画」を策定し、計画を推進するために、市内の関係機関やボランティア団体等があらゆる場で活動しており、図書館では「小矢部子ども司書」、「夏の読書チャレンジ」等の子どもを対象にしたイベントを開催しています。
- b 学校司書、司書教諭、図書館、保育所及び認定こども園の職員並びに放課後児童クラブ等の職員に異動がある場合においても、継続して活動することができるシステムづくりが必要です。

(イ) 整備への取組

- a 本計画を子どもの読書活動推進に関わる全ての人で共通認識を行い、家庭、地域、保育所、認定こども園、小中高等学校、図書館等がそれぞれの役割を果たし、小矢部市における子どもの読書活動を社会全体で連携して、推進します。
- b 本計画を広く市民に広報し、子どもの読書活動の支援に携わる全ての職員やボランティア等に対する研修の実施や交流の場を設けるとともに、小中学校、施設等で読み聞かせや語りの機会を設けるよう努めます。
- c 本計画の各種施策を着実に推進するために、関係機関はその役割に応じ、必要な財政上の措置を講じるように努めます。

イ 図書館と保育所・認定こども園・学校、地域との連携

(ア) 現状・課題

- a 図書館では、保育所、認定こども園、小中高等学校、放課後児童クラブ、地域関係団体等への定期的な団体貸出し及び学校司書の要請に応じて随意的貸出しを行っています。さらに、子ども読書支援グループ等のボランティアが、小中学校を訪問して読み聞かせ等を行っています。
- b 保育所・認定こども園の「園児招待事業」及び小学校1年生の「図書館探検隊事業」を通じて、読み聞かせ、図書館利用の案内や本の貸出し等を行い、本や図書館に親しむ取組をしています。

(イ) 連携への取組

- a 図書館は、県内外の図書館等との連携を強化し、関係機関への積極的な資料提供と図書・資料の整備に努めます。
- b 図書館は、司書教諭や学校司書、子ども支援グループ等ボランティアと連携・協力し、レファレンスや読書相談、団体貸出し等により図書と触れ合う機会を増やし、小中学校へのより充実した支援を推進します。

- c 図書館は、学校図書館と協力して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、情報検索、探究的学習、課題研究、総合的な学習（探究）の時間への支援を行うとともに、適切な図書の提供やアドバイス、グループ読書のための団体貸出し等の支援に努めます。

(資料) 市内の子ども読書支援グループ

令和7年1月現在

グループ名	創立年	代表者名	活動内容
小矢部市民図書館 かたりべの会	平成9年	中西順子	読み聞かせ・ペープサート・パネルシアター 紙芝居・折り紙・工作ほか
ひまわりグループ	昭和54年	忠田啓子	読み聞かせ・ペープサート・パネルシアター 紙芝居ほか
さくらグループ	平成18年	大沼康子	郷土の偉人などを題材に紙芝居を作成し、上演
たんぽぽⅡ	平成3年	林田京子	読み聞かせ・ペープサート・パネルシアター 手遊びほか
小矢部市更生保護女性 会	平成16年	大島尚美	読み聞かせ・紙芝居・手遊びほか (平成16年～子育て支援活動開始)
小矢部市ブックスタート ボランティア	平成20年	水牧美耶子	4か月健診時の赤ちゃんと保護者への読み聞かせ

○小矢部市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成21年6月29日教育委員会告示第9号

改正

平成23年3月25日教委告示第4号

平成26年3月31日教委告示第11号

令和元年6月28日教委告示第23号

令和2年3月26日教委告示第10号

令和6年9月26日教委告示第15号

小矢部市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の規定に基づき、小矢部市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、当該計画の策定に資するため、小矢部市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (2) 推進計画の原案に関すること。
- (3) その他子ども読書活動の推進に関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、別表に掲げる者及び次に掲げる者の中から小矢部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱した者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の役員又は職員
- (3) 関係団体の役員等
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、委嘱された日から推進計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には事務局長、副委員長には文化スポーツ課長の職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、その会議、活動等を教育委員会及び市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月29日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日教委告示第4号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教委告示第11号抄)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日教委告示第23号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日教委告示第10号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月26日教委告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

事務局長	民生部こども家庭課長	文化スポーツ課長	市民図書館長
------	------------	----------	--------

委員名簿

役 職	氏 名	委員の構成等
委 員 長	野澤 正幸	事務局長
副委員長	大野 淳也	文化スポーツ課長
委 員	佐伯 真理子	こども家庭課長
委 員	野沢 弘一	市民図書館長
委 員	眞田 美穂	小中学校司書教諭等 (小中学校校長会推薦)
委 員	澁谷 裕子	小中学校図書館司書 (小中学校校長会推薦)
委 員	高瀬 文	保育所関係 (民生部推薦)
委 員	中山 祥子	小中学校PTA (小矢部市PTA連絡協議会推薦)
委 員	中西 順子	かたりべの会 (市民図書館推薦)

委員会の開催経過

第1回小矢部市子ども読書活動推進計画策定委員会

日 時 令和6年11月13日（水）午後2時

場 所 小矢部市役所 5階 502会議室

第2回小矢部市子ども読書活動推進計画策定委員会

日 時 令和7年1月23日（木）午後2時

場 所 小矢部市役所 5階 502会議室

第3回小矢部市子ども読書活動推進計画策定委員会

日 時 令和7年2月14日（金）午後2時

場 所 小矢部市役所 5階 501会議室